

第3章 経済産業局

第1節 北海道経済産業局	483
1. 主な動き(総論)	483
1. 1. 管内の経済状況	483
1. 2. 主な取組	483
2. 総務企画部	483
2. 1. 一般管理・企画調整	483
2. 2. 統計調査	484
2. 3. 通商・国際化	484
2. 4. 電力・ガス取引監視	485
3. 地域経済部	485
3. 1. 地域経済活性化	485
3. 2. 産業人材	487
3. 3. 研究開発・技術振興	487
4. 産業部	488
4. 1. 産業振興	488
4. 2. 食関連産業への支援	489
4. 3. 中小企業	489
4. 4. 流通・商業	491
4. 5. 消費者保護	491
4. 6. アルコール	492
5. 資源エネルギー環境部	492
5. 1. 電気・ガス	492
5. 2. 省エネルギー・新エネルギー	493
5. 3. 資源・燃料	494
5. 4. 環境・リサイクル	495

第1節 北海道経済産業局

1. 主な動き(総論)

1. 1. 管内の経済状況

北海道経済は、緩やかな持ち直し基調で推移した。

生産は、北米を中心に輸送機械が堅調に推移したが、中国等の需要低迷による影響から一般機械・鉄鋼等に弱さがみられ、一進一退の動きとなった。

個人消費は、一部大型店の閉店による影響がみられたものの、飲食料品が堅調だったことから、百貨店やスーパー、コンビニエンスストア等の販売額は前年度を上回った。

観光は、北海道新幹線の開業効果や国際線の増便などから、国内外客ともに前年度を上回った。

公共工事は、大型台風の影響による災害復旧工事予算の増加などから、請負金額が前年度を上回った。

住宅着工は、相続税対策で貸家が好調だったほか、住宅ローンが低金利で推移したことなどから、新設住宅着工戸数が前年度を上回った。

民間設備投資は、高水準だった前年度の反動から、製造業・非製造業ともに前年度計画を下回った。

雇用は、統計開始以降初めて有効求人倍率が1倍を超え改善が進んだものの、雇用のミスマッチから宿泊業・飲食サービス業、建設業などで人手不足が続いた。

企業倒産は、サービス業・小売業などで小規模倒産が増加したことから、倒産件数は前年度を上回ったものの、負債総額は前年度を下回った。

1. 2. 主な取組

北海道経済がインバウンドに支えられて好調な観光や、雇用動向の改善などにより緩やかな持ち直しの状況が見られる中、北海道経済産業局では、全国に比較して速いスピードで人口減少と高齢化が進展する北海道の現状を踏まえ、道内企業の稼ぐ力や生産性が向上し北海道経済の好循環と将来にわたる持続的な拡大発展に繋げるための取組を組織横断的に実施した。

具体的には、地域の未来につながる投資を加速化し、地域経済をけん引する、食、観光、ものづくり先端分野等における中核事業を支援した。

食関連分野では、道内の農水産物・加工品等の輸出強化と生産性の向上へ向けた取組を行った。また、広が

る海外新市場の獲得へ向け、地域商社機能・空港機能を含めた食のグローバルバリューチェーンの構築と、生産・加工現場等におけるIoT・AI・ロボット等の活用支援を通じた生産性向上を支援することにより、食関連産業の競争力強化を推進した。

また、観光分野では、No Maps(映画・音楽・先端ITが融合する国際コンベンション)を通じて新たな価値・サービスを道内外へ展開し、北海道や札幌の国際的認知度の向上等に向けた取組を推進した。また、北海道観光の満足度・消費単価向上や更なるインバウンドの拡大に向けた取組を行った。

さらに、産学官連携を加速し、自治体による地方創生の取組を支援するとともに、今後成長が期待される航空機・医療機器・新素材等のものづくり先端分野や医療・健康関連分野の競争力強化、新分野進出を支援した。

中小企業・小規模事業者支援では、生産性向上や研究開発・設備投資へ向けた税制・補助金等による支援、創業促進、下請取引の適正化等を通じ経営力の安定・強化に向けた取組を実施した。併せて、商店街の中長期的な発展・自立化に向けた取組を支援した。

資源・エネルギー分野では、工場等の事業所や家庭での省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組や、電力・ガス小売全面自由化への適切な環境整備に向けた取組を行った。

また、製品安全確保や悪質商法対策を進め、消費者利益の増進を図った。

2. 総務企画部

2. 1. 一般管理・企画調整

(ア) 広報・情報公開

(A) 広報に関する業務

北海道経済産業局の施策に対する理解増進を図るため、定例経済記者懇談会の開催(2016年度:9回)、北海道経済記者クラブへ資料配付、レクチャー等による報道発表を行い(2016年度:262件)、北海道経済産業局ホームページへの施策情報掲載(2016年度666件)を行った。

(B) 情報公開に関する業務

情報公開窓口において、開示請求(2016年度:20件)に係る業務を行った。

(イ) 地方創生の推進

道内自治体に対する交付金事業に係る助言やフォローアップ等を積極的に実施した。

(ウ) 中核企業等の支援

地域の牽引役となる中核企業の創出に向けて、道内の新たな有望企業を発掘したほか、「地域中核企業創出・支援事業」プロジェクト（8件）を推進した。

(エ) RESASの利活用促進

地域の産業・経済動向を踏まえた効果的な政策立案に向けて、RESAS分析に基づく地域課題や政策等を議論するワークショップ（12月／ニセコ）を開催したほか、利活用事例集を作成（道内5件を掲載）した。

また、金融機関と連携した「地域中核産業分析モデル」の開発に加え、分析人材の育成を目的に大学等と連携したフォーラム（10月／札幌）の開催等、RESASの民間活用を推進した。

2. 2. 統計調査

(ア) 生産動態統計調査の実施

生産活動を把握するための基幹統計として、毎月、生産・出荷・在庫等の生産動態について調査集計を行った。

(イ) 鉱工業生産動向の把握

生産動態統計調査の結果等を活用して、管内鉱工業に係る生産・出荷・在庫・在庫率指数（IIP）を業種・財別に作成し、毎月、四半期、年、年度の動向を取りまとめ公表した。

(ウ) 大型百貨店・スーパー・コンビニエンスストア・専門量販店販売動向の把握

商業動態統計調査の結果に基づき、北海道の消費動向を示す経済指標である大型百貨店・スーパー・コンビニエンスストア・専門量販店販売額等について、毎月の動向を取りまとめ公表した。

(エ) 管内経済概況の取りまとめ

毎月、生産活動・個人消費・住宅建設・観光・設備投資・雇用等の主要経済指標の動向を把握し、管内の景気動向に関する分析を行い、「最近の管内経済概況」として公表した。

(オ) 地域経済産業調査

道内70社に対する業況ヒアリングを年4回実施し、

その結果に基づき、生産、個人消費、設備投資、雇用情勢に関する管内経済の動向を取りまとめ公表した。

2. 3. 通商・国際化

(ア) 外国政府との交流・連携の促進

道内企業の海外展開を促進するため、在札幌米国総領事館等と連携したビジネスセミナーを札幌市内で開催したほか、在札幌オーストラリア領事館等と連携したビジネスセミナーを釧路市内で開催した。

また、水産加工技術の海外展開を促進するため、在札幌オーストラリア領事館等と連携し、道東の水産加工業者、機械メーカー等を中心とするミッション団の派遣を行った。

(イ) 中小企業の海外展開支援

道内中小企業の海外展開を支援するため、「新輸出大国コンソーシアム北海道ブロック連絡協議会」幹事会を定期的に開催し、道内関係機関の取組について情報共有・調整を図るとともに、関係機関と連携して企業等に海外展開事例等を紹介するセミナーを道内4箇所（札幌、帯広、函館、北見）で開催した。

また、海外展開に関心持つ道内企業等を対象に、メールマガジンで支援策、イベント等を情報発信し、支援策の普及等を図った。

(ウ) ロシア極東・アジア地域等との経済交流の推進

北海道とロシア極東地域とのビジネス交流の促進を図るため、ロシア極東地域における経済状況等の情報収集を行うとともに、関係機関と連携して現地ミッションの派遣及びロシア企業の招聘を行った。

また、北海道とモンゴルの技術協力、人材交流等を促進するため、官民による現地ミッションの派遣及びモンゴル企業の招聘を行った。

(エ) 貿易取引の適正化

(A) 輸出

国際的な平和及び安全の維持、国際取引に関し我が国が締結した条約等の誠実な履行等のため、外国為替及び外国貿易法及び輸出貿易管理令に基づき輸出の許可・承認を65件行った。

(B) 輸入

外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約等の誠実な履行等のため、輸入貿易管理

令に基づき輸入及び輸入承認有効期間延長の承認を 64 件、ワシントン条約に係る事前確認書の発給を 13 件、重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令に基づき関税割当証明書の発給を 35 件行った。

(C) 制度の普及・啓発

輸出管理の重要性とその体制整備の必要性の周知を図るため、安全保障貿易管理説明会を開催した。また、廃棄物等の適正な輸出入の確保のため、バーゼル法等説明会を開催した。

2. 4. 電力・ガス取引監視

(ア) 法に基づく監査

電力・ガスの適切な取引の監視、電力事業・ガス事業に係るネットワーク部門の中立性確保のため、電気事業法及びガス事業法に基づく監査を実施した。

・電気事業監査：4 件

・ガス事業監査：16 件（書面による監査を含む）

(イ) 電気事業・ガス事業の許認可等に係る意見聴取

電気事業法及びガス事業法に基づく許認可等の申請について、北海道経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会委員長への意見聴取に対し、委員長としての回答を行った（29 件）。

特に、2017 年 4 月からのガス小売全面自由化に向けた対応として、託送供給約款の認可申請、経過措置の指定などに係る審査を行った。

(ウ) 自由化の普及・啓発

電力・ガス小売全面自由化に関する消費者向け説明会（2016 年 11 月・札幌）の開催や関係団体が主催するセミナーに講師を派遣（14 件・札幌、旭川、釧路ほか）した。

また、2017 年 4 月からのガス小売全面自由化にあわせ、「ガスの小売営業に関する指針」及び「適正なガス取引についての指針」等についての事業者向け説明会（2017 年 2 月・札幌）を開催した。

3. 地域経済部

3. 1. 地域経済活性化

(ア) 商工業の振興に関する業務

(A) 「商工会議所法」の施行

商工業の振興を図るために、管内 42 商工会議所に対する各種指導業務を行った。管内商工会議所、全道商工会議所連合会定期総会等各種事業に出席した。

(B) 「産業競争力強化法」に係る事務

「産業競争力強化法」に基づき新たに創設された制度につき、道内企業の活用促進に向けた周知等を行うとともに、生産性向上設備等のうち生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画につき、321 件の確認書を発行した。

(イ) 製造産業の振興

(A) ものづくり産業の競争力強化

(a) 北海道の基幹産業である第一次産業が抱える少子高齢化・労働力人口の減少、グローバル競争の激化等の課題を解決するため、一次産業支援ロボット分野の製品高度化・事業展開促進に向けた取組を推進した。

(b) 優れた技術を持つ中小鑄造業がネットワークを形成することで、大企業による大規模発注にも対応可能な共同受注一貫生産体制を構築する取組を支援した。

(c) 技術力ある道内ものづくり企業の航空機部品市場への新規参入を促進するため、説明会を 2 回開催し、航空機関連産業の現状について情報提供を行った。

(B) その他の所管法令に関する業務

(a) 種の保存法に基づき、象牙製印章等を取り扱う道内事業者を対象に、特定国際種事業届出に係る報告徴収等の業務を実施した。

(b) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき各種計画の認定を受けた組合に対し、伝統的工芸品産業支援補助金を 1 件交付した。

(c) 化学兵器禁止法に基づく届出に係る業務を実施した。

(d) 武器等製造法、航空機製造事業法に基づく届出に係る業務を実施した。

(ウ) バイオ産業の振興

(A) 医療機器・医療部材に係る開発・実用化ネットワークの構築

道内ものづくり中小企業の医療機器関連産業への参入促進を支援するため、企業、医療関係機関、支

援機関等からなる「北海道医療機器関連産業ネットワーク」を北海道、札幌市及び公益財団法人北海道科学技術総合振興センターとともに構築した。

(B) 世界初の発酵法によるセルロースナノファイバーの開発・実用化を支援

革新的新素材「発酵ナノセルロース(NFBC)」の北海道における生産拠点化を目指して、道内の大学や企業の実験を支援したほか、「セルロースナノファイバーサミット in 北海道」の開催により本取組を周知した。また、セルロースナノファイバーの素材供給拠点形成及び市場可能性に関する調査を実施した。

(C) 創薬等バイオベンチャーにおける新薬開発等への支援

道内の大学、研究機関が有する研究シーズの事業化を促進するため、バイオ、医療関連分野の研究動向について調査を実施した。

(D) 地域特有のバイオ資源を活かした高付加価値製品の開発・販売を支援

(a) 全国初の自治体発食品機能性表示制度「ヘルシーDo」の認知度を高め、消費者の機能性食品に対する理解を促進するため、食品やバイオ関連展示会への出展、ホテルレストランでヘルシーDo認定素材を用いたランチを提供する「美人ランチ」等のプロモーションを支援した。

(b) 全国から機能性食品、化粧品製造企業等の「売りたい企業」と、ドラッグストア、通販会社等の「買いたい企業」が集結するB to B マッチング商談会『第9回 機能性「素材・食品・化粧品」ビジネスマッチング in 札幌』を開催した。

(E) 道内バイオ産業の動向把握

道内におけるバイオ産業の現状や動きを定量的に把握し、バイオ産業支援を効果的・効率的に行うためにアンケート等を行い、「北海道バイオレポート2016」として公表した。

(エ) 情報産業の振興

(A) 北海道におけるモバイルコンテンツ・ビジネスを促進する環境を整備するため、北海道モバイルコンテンツ・ビジネス協議会(HMCC)や民間企業、行政機関等と連携して、アプリ開発人材育成のため

の支援体制を構築し、学生等の知識、提案力、実践力の向上を目的として、「HOKKAIDO 学生アプリコンテスト2017」等を実施した。

(B) 北海道における情報セキュリティ対策の促進や情報セキュリティ人材の育成に向けた環境整備を促進するため、総務省北海道総合通信局、北海道警察本部とともに企業や団体、大学、行政機関が参加する「北海道地域情報セキュリティ連絡会」を2016年6月、10月、2017年2月の計3回開催した。

(C) IoT ニーズが高まる農業及び食関連産業への新市場開拓を推進するため、道内IT企業による「北海道IoTビジネスプラットフォーム」を構築し、IT利活用による農業現場の課題解決、高度化及び国内外への展開に向けた検討を行い、農業IoT利活用セミナー等を開催した。

(D) 地域の情報化推進に資するため、情報分野における国の出先機関(北海道経済産業局、北海道総合通信局、北海道開発局、北海道運輸局)と北海道からなる「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」において、道内の情報化の現状や課題等について意見交換を深め、互いに連携協力して取り組むべき施策等について協議検討を行った。

(E) ITを活用した訪日インバウンド利便性向上に向けたフィンテック事例を研究することを目的とし、キーパーソン派遣事業の一環として「北海道フィンテックセミナー」、「フィンテック活用事例研究会」を札幌市内で開催した。

(F) 地域におけるIoTプロジェクト創出に向けた取組を支援するための「地方版IoT推進ラボ」選定の取組について、札幌市、函館市、釧路市、士幌町選定までのサポートを行った。

(オ) サービス産業の振興

(A) 観光関連サービス産業の振興

北海道経済における観光と他産業の連携による新たなビジネスチャンス創出を支援するため、「北海道 経済・観光イノベーションフォーラム2017」を開催した。

地域への集客・消費等の経済波及効果が期待されるサイクルツーリズムを活発化させるため、北海道内におけるサイクルツーリズム経済波及効果調査

を実施した。

(B) 地域サービス産業の振興

(a) サービス産業の活性化・生産性向上

道内のサービス産業の活性化・生産性向上を図るため、サービス産業生産性協議会とともにサービス産業のイノベーションをテーマとしたシンポジウムを開催した。また、道内の先進事例の発掘を行い、全国の優れたサービスを表彰する「日本サービス大賞」に1件選定された。

(b) ヘルスケア産業の創出

北海道の特色を活かした新たなヘルスケア産業を創出するため、北海道ヘルスケア産業振興協議会と連携し、地域包括ケアを推進する公的保険外サービスの創出をテーマとした「北海道ヘルスケア産業創出セミナー」を開催した。

また、中小企業等における「健康経営」の取組を促進するため、「健康経営」実践促進セミナーを開催し、先進的な健康経営の取組を行う自治体及び企業の取組事例や健康経営優良法人認定制度の紹介等を行った。

(c) クリエイティブ産業支援に関する業務

米国テキサス州オースティンで毎年開催される世界最大級のビジネスイベント「SXSW」を参考に、スタートアップベンチャーや北海道内 IT 企業のビジネスチャンス拡大を目的として 2016 年 10 月に札幌で開催されたビジネスコンベンション「No Maps」を支援した。

(カ) コンテンツ産業支援に関する業務

クールジャパン機構等との共催により、地域発コンテンツ等の海外展開を支援する「地域発コンテンツ等海外展開支援事業（JLOP）」など、コンテンツ関連施策の説明会・個別相談会を開催した。

(キ) 産学官連携環境整備

(A) 北海道大学産学・地域協働推進機構の活動支援

北海道大学産学・地域協働推進機構が行う同大学の技術シーズの展開への支援のため、北海道経済産業局ほか補助施策の活用に向けて情報交換を行った。

(B) 北大リサーチ&ビジネス（R&B）パークの活動支援

北大北キャンパスエリアにおいて、産学官連携により研究開発から事業化までの一貫したシステムを構築し、新製品開発・新事業創出を目指す「北大R&Bパーク構想」を運営・調整・推進する「北大R&Bパーク推進協議会」にメンバーとして参画し取組を支援した。

また、文部科学省・経済産業省・農林水産省による「地域イノベーション戦略推進地域」の「国際競争力強化地域」に選定された、「食」が有する生体機能性に着目した「健康科学と医療の融合」等を目指す「ヘルス・イノベーション」の展開を更に進めることができるよう、助言、情報提供を行った。

(C) 大学等が産学官連携機能を強化するに当たっての方向性や共同研究を行う上で産業界に期待する取組等について取りまとめられた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を周知するため、「本格的な産学官共同研究をすすめるための地域フォーラム in 北海道」を開催した。

3. 2. 産業人材

(ア) 地域中小企業人材確保・定着支援事業

道内の中小企業・小規模事業者が求める多様な人材を発掘し確保するためのマッチングや人材定着のための人材育成セミナー等を道内6地域（札幌・旭川・帯広・釧路・北見・函館）で実施した。

3. 3. 研究開発・技術振興

(ア) 技術開発・技術指導への助成等

(A) ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取組にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品・新サービス開発、設備投資等を支援することを目的として、北海道中小企業団体中央会からものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 255 件を交付した。

(B) 大学に眠る技術等を活用した新事業の創出を目的として、シーズ活用研究開発事業 1 件 11,486 千円を交付した。

(C) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法

律に基づき、中小企業の特定研究開発等計画を20件認定するとともに、戦略的基盤技術高度化支援事業で5件223,635千円を採択した。

(D) 公設試験研究機関等へのIoT設備等の導入を支援することを通じて、地域企業によるIoT関連技術の活用を促すための環境を整え、地域イノベーション創出に向けた基盤を整備するため、地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域未来投資の活性化のための基盤強化事業）1件75,000千円を交付決定した。

(E) 様々な技術を活用した新たなビジネスプランの発表の場を提供することを目的に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と共同で、中小企業や、ベンチャー企業を対象とした「No Maps NEDO Dream Pitch」（ビジネスプランコンテスト）を開催した。

(イ) 工業標準化関係

2005年10月から新JISマーク制度がスタートし、これまでの国による認定から民間の登録認証機関による認証となり、3年間の経過措置期間を経て、2008年10月からは新制度に完全移行した。

登録認証機関が認証を行う制度の信頼性確保のため、認証事業者に対する計画的な立入検査を実施しており、2016年度は11件の立入検査を実施し、適切な品質管理体制の維持を確認した。

(ウ) 産業財産権関係

(A) 北海道における知的財産の創造、保護及び活用の適正かつ円滑な実現を図るためのオール北海道の推進体制として、2005年に北海道知事を本部長とし、道内29機関の代表で構成する「北海道知的財産戦略本部」を設置。

本部取組方針に基づき「アクションプラン」を策定し、構成機関が連携して各種施策を展開。2016年度は、2014年度に策定した「新・アクションプラン」に沿って更なる体制強化を図った。

(B) 2011年4月から「知財総合支援窓口」を開設し、中小企業等が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に応じてワンストップで解決。

知財専門家や支援機関と連携し、2016年度は2,198件の課題解決支援を行った。

(エ) 北海道地域産業技術連携推進会議

関係独立行政法人・公設試験研究機関及び関係行

政機関等による北海道地域産業技術連携推進会議を2017年2月に開催し、製品開発における新たな資金調達手法に関する講演、北海道経済産業局を含む各機関からの技術開発助成事業の情報提供、技術開発に関する情報交換を行った。

4. 産業部

4. 1. 産業振興

(ア) 地域の経済振興

(A) 産炭地域への支援

一般社団法人北海道産炭地域振興センターが運用する産炭地域総合発展基金（新基金）について、同センターを監督する北海道に対して、効率的活用に向けての指導助言等を行った。

(B) 自転車競技法に関する業務

「自転車競技法」に基づき競輪開催届の受理及び施設調査の指導等を行った。

(イ) 産業立地に関する業務

(A) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）に関する業務

2016年度、地域の特性・強みを活かした企業立地促進等の総合的計画として道内では、「名寄・下川・美深地域」「北見地域」2地域が同意を受けた。

(B) 工場立地法に関する業務

(a) 工場適地調査

「工場立地法」に基づき、北海道の協力のもと実施した。2016年度は「室蘭」「苫小牧」「紋別」「北見・網走」「旭川」「留萌」「岩内・倶知安」「森・八雲・長万部」「根室」「帯広」の計10地区について調査を実施するとともに、工場適地の紹介及び工場立地の推進に努めた。

(b) 工場立地動向調査

「工場立地法」に基づき、道内における工場立地の状況について調査を実施することにより、工場立地に関する情報の提供を行った。

(c) 工業用水道事業法に関する業務

「工業用水道事業法」に基づき、工業用水道事

業（2016年度：報告5件）及び自家用工業用水道事業に係る届出等（2016年度：届出2件、報告42件）を受理した。

4. 2. 食関連産業への支援

「日本再興戦略」に基づき設置した「北海道産業競争力協議会」において、2014年3月に「食」「観光」関連産業を成長戦略分野として位置付けた「北海道産業競争力強化戦略」を策定。本戦略に基づき官民一体で取り組んだ。

(ア) 地域中核企業支援

地域中核企業創出・支援事業を活用し、「食のハブ機能を活かした海外新市場開拓事業による、東南アジアやT P P経済圏における農水産品・食品の販路開拓を支援した。また、「北海道産原材料を使用した商品開発による市場拡大事業」により、道産素材100%のインバウンド向け商品開発や新千歳空港を利用するインバウンド受入れ体制整備に向けた取組を支援した。

(イ) 食のグローバルチェーンの強化支援

グローバル農工商連携推進事業を活用し、海外における北海道産生鮮食品の需要増加に対応するため、新千歳空港をはじめとする国際航空貨物の輸出機能を支援した。また、輸出拡大に不可欠な国際標準（グローバルG A P）の認証を加速するため、産地へのシステム導入を支援した。

(ウ) 北海道食の輸出大商談会

ふるさと名物応援事業補助金（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）を活用し、A S E A Nを中心としたアジア圏及び中東・イスラム圏、欧米などからバイヤーを招聘、北海道最大級となる輸出向け商談会「FOOD HOKKAIDO 2016」を開催した。

(エ) 農工商連携支援

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携した新商品・新サービスの開発等の取組（農工商等連携事業）を支援するため、15件の事業計画を認定するとともに、認定事業者21者に対しふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農工商等連携支援事業（事業化・市場化支援事業））

72,424千円を交付し、農工商等連携事業に関する助言等を行う特定非営利活動法人等の認定事業者2者に対しふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農工商等連携事業（連携体構築支援事業））860千円を交付した。

4. 3. 中小企業

(ア) 中小企業金融対策

中小企業の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証や、セーフティネット貸付等資金繰り支援制度の普及促進を図るとともに、関係機関に対する中小企業金融円滑化の要請、相談窓口における相談対応等を行った。

北海道信用保証協会に対し、経営の安定に支障を生じている中小企業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金22,575千円を交付した。

(イ) 中小企業再生支援

中小企業の再生支援を進めるために設置した北海道中小企業再生支援協議会において、相談者16社に対して地域の実情に応じたきめ細かな対応を行った。相談案件のうち再生が可能な企業に対し、財務体質や経営改善に関する再生計画の作成支援を実施し、26社の再生計画策定支援を完了した。

(ウ) 中小企業事業引継ぎ支援

中小企業の経営資源を他の中小企業へ円滑に引き継ぐために設置した北海道事業引継ぎ支援センターにおいて、240社の相談に対応し、16社の事業引継ぎを完了した。

(エ) 中小企業経営承継円滑化法に基づく支援

中小企業の事業承継の円滑化を図るため、中小企業経営承継円滑化法に基づく金融支援に係る認定を4件、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予の認定16件実施した。

(オ) 経営力向上対策

中小企業等による経営力向上に係る取組を支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づく経営力向上計画の認定を199件行った。

(カ) 経営支援等対策

中小企業・小規模事業者に対してきめ細かい経営支

援をワンストップで行うために設置した「北海道よろず支援拠点」において、4,371件の相談に対応した。

また、地域支援機関が構築する地域プラットフォームや北海道よろず支援拠点等と連携して、引き続き、支援施策情報等をわかりやすく情報提供するポータルサイト（ミラサポ）の周知・普及を図った。

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業等経営強化法に基づき、北海道財務局とともに、21機関を経営革新等支援機関として認定した。

(キ) 小規模企業対策

商工会連合会・商工会、商工会議所が実施する経営改善普及事業の推進を図るとともに、日本商工会議所、全国商工会連合会を通じ、小規模事業者の新事業展開を支援するなど、地域活性化事業の推進を図った。

また、小規模事業者の持続的発展を支援するため、伴走型支援の強化等に向けて商工会・商工会議所が経営発達支援計画を策定し、そのうち87商工会・6商工会議所が計画認定を受けた。

(ク) 連携組織対策

中小企業の連携組織対策の推進を図るため、北海道中小企業団体中央会を通じ、中小企業組合等の指導を行うとともに、業界の改善指導、官公需に関する指導等を行った。

(ケ) 官公需確保対策

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図るため、道内4箇所において官公需確保対策地方推進協議会を開催したほか、官公需適格組合について継続証明を23件、新規の証明を2件行った。

(コ) 下請企業対策

下請取引の適正化を図るため、親事業者39社に対し下請代金支払遅延等防止法に基づき、下請代金の支払状況を中心とした立入検査を実施し、違反親事業者25社に対し改善指導を行った。

(サ) 消費税転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために設置した「消費税転嫁対策室」において、消費税転嫁対策特別措置法に基づき転嫁拒否等違反行為の情報収集及び調査を行ったほか、特定事業者14社に対し立入検査

を実施し、違反特定事業者13社に対し改善指導を行った。

(シ) 新連携支援

異分野の中小企業者同士がそれぞれの強みを持ち寄って連携し、高付加価値の製品・サービスを創出する取組を支援するため、認定事業者2者に対し中小企業経営支援等対策費補助金（商業・サービス競争力強化連携支援事業）25,137千円を交付した。

(ス) 地域資源活用支援

(A) 地域資源活用事業

都道府県が指定する地域の産業資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路開拓等を支援するため、4件の事業計画を認定するとともに、認定事業者7者に対し、ふるさと名物応援事業補助金（ふるさと名物等支援事業）18,632千円を交付した。

(B) JAPANブランド育成支援

地域が一丸となって地域の強み（素材・技術等）を活かした地域産品の魅力を更に高め、世界に通用するブランド力を確立しようとする取組を支援するため、団体等9者に対しふるさと名物応援事業補助金（JAPANブランド育成支援事業）54,407千円を交付した。

(セ) 創業環境整備

(A) 産業競争力強化法（2014年1月施行）に基づく創業支援事業計画の認定

関係省と連携し、同法に基づき、22件の創業支援事業計画の新規認定を行った。

(B) 女性起業家等支援ネットワーク構築事業

女性起業家を支援する取組として女性起業家コミュニティ、行政、金融機関、創業支援機関等30機関が参加する「北海道女性起業家支援ネットワーク」を2016年8月に結成。その活動として、主に以下の事業を実施した。

- (a) 起業に関心のある女性を対象に「女性起業家セミナー」を帯広市（2016年12月）、釧路市（2016年12月）で開催し、2会場で約60名が参加した。
- (b) 女性起業家による「女性ビジネス発表会」を札幌市で2016年12月に開催し、約30名が参加した。
- (c) 女性起業家、起業を目指す女性、創業支援者を対象に「ほくじょきnet.フォーラム」を札幌市で2017

年1月に開催し、約110名が参加した。

(C) 創業・第二創業促進事業

新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助する事業の公募等に際しての周知等及び政策評価の審査を行った。

4. 4. 流通・商業

(ア) 流通業に関する業務

(A) 大規模小売店舗立地法に関する業務

大規模小売店舗立地法に関する情報の提供・相談及び苦情の処理を行うとともに、北海道・札幌市に提出された「大規模小売店舗立地法」の届出データベースを作成した。

(B) 消費税免税制度の普及に関する業務

消費税免税制度が改正され、免税販売の対象となる購入下限額が引き下げられたことに伴い、道内2か所で、外国人旅行者向け消費税免税制度の概要やその改正内容、免税店の資格取得等について紹介し、新たな消費税免税制度の普及促進を図った。また、手続委託型消費税免税店制度を活用する「免税商店街」の形成に向けた懇談会を道内で初めて開催した。

(イ) 商業振興に関する業務

(A) 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化に資する取組を支援することにより、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するため、中心市街地再興戦略事業(補助金)を実施し、1事業者に対し、4,199千円を交付した。

(B) 商店街の活性化

商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、商店街組織が行う公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化を促進することを目的に、地域商業自立促進事業(補助金)を実施し、13事業者に対し、275,675千円を交付した。

4. 5. 消費者保護

(ア) 特定商取引法に関する業務

特定商取引の公正及び消費者被害の未然防止を図るため、「特定商取引に関する法律」に基づき、違反が疑われる事業者に対して立入検査を実施した。

また、同法に関する事業者や関係団体等からの相談に対応するとともに、関係団体が開催するセミナー等に講師を派遣した。

(イ) 割賦販売法に関する業務

前払方式の冠婚葬祭互助会やクレジット取引に関して、消費者保護の観点から適正な事業が行われているか割賦販売法に基づき、前払式特定取引業者(2社)、信用購入あっせん業者(3社)に対し立入検査を行い、監督・指導を実施した。

(ウ) ゴルフ法に関する業務

ゴルフ場等と会員との契約を適正化し、会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止等を図る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく届出(3件)を受理した。

(エ) 製品安全関係法令に関する業務

消費者が安全に暮らせる社会づくりのために、事業者に対して製品事故等の報告を義務付けた法律の周知を図るとともに、消費者が製品事故から身を守るために種々の製品安全に関する広報活動や事故情報の提供等を実施した。また、「製品安全四法」に基づく製造事業届出書及び輸入事業届出書(変更届を含む)を以下のとおり受理するとともに、法令違反事業者に対して指導(4件)を実施した。

・「電気用品安全法」40件

(オ) 消費者相談室

消費生活環境の多様化を背景として増加している消費者トラブルに対応するため、北海道経済産業局に消費者相談員を配置し、消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する業務を行った(相談件数:362件)。

(カ) 消費者取引に関する普及啓発

消費者トラブルの未然防止のために、関係団体等が主催する「講習会」等に対し職員を講師として派遣したほか、高校生を対象とした「消費者教室」を11回実施し、悪質商法に巻き込まれやすい若者へトラブルの未然防止を図った。

4. 6. アルコール

アルコール事業法で規制するアルコールは、広く工業用に使用されるなど国民生活及び産業活動に不可欠な基礎物資である。このため、アルコールが不正に使用されることを防止しつつ、工業用などへの安定供給を図るため、法令に基づきアルコールの製造、輸入、販売、使用する事業者に対して許可申請等の手続を求め、それらに係る通知処分等を行った。加えて、アルコールの適正な流通・管理の状況を確認するため、立入検査等を行った。

(ア) 許可・承認

アルコール流通管理体制の事前チェックとして許可(承認・変更許可・各種届出等を含む)業務を行った。

・許可等処理件数 2016年度 345件

・2017年3月末現在の管内事業場数

製造:4事業場、輸入:2事業場、販売:72事業場、
使用:189事業場

(イ) 定期報告

毎年5月末日までに前年度におけるアルコールの譲渡・譲受数量、使用数量、アルコールを使用した製品の出来高等を記載した業務報告書の提出を求め、アルコールの使用等の流通・管理状況を審査・確認した。

・業務報告書件数 2016年度 152件

(ウ) 立入検査

アルコールが許可のとおり適正に使用されているかなどを確認するため、法定帳簿や製造記録の内容審査、使用施設や在庫数量の確認、製品等の収去を行った。

・立入検査件数 2016年度 70件

・収去件数 2016年度 21件

5. 資源エネルギー環境部

5. 1. 電気・ガス

(ア) 電気事業に関する業務

(A) 電力供給計画の把握

短期及び長期の電力需要想定、設備投資計画等について一般送配電事業者に対するヒアリングを行った。

(B) 北海道における電力需給対策について政府が決定した電力需給対策を受け、関係機関と連携し北海道管内の節電対策を推進するため、北海道と共催で「北海

道地域電力需給連絡会」を3回開催した。

また、街頭節電キャンペーンや節電料理講習会等を実施し、広く道民へ節電への協力を呼びかけた。

(C) 「電気関係報告規則」に基づく報告受理

「電気関係報告規則」に基づき自家用発電所運転半期報の受理を行った。

・2015年度：上期302件、下期316件

・2016年度：上期244件、下期248件

(D) 「電気事業法」に基づく特定供給の許可等

電気事業者(発電事業者を除く)以外の者が行う電気の供給について、届出を受理した(2件)。

(E) 電源三法に係る交付金の交付

発電用施設の周辺地域において、公共施設の整備、住民の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域の振興や地域住民の福祉の向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化を促進するため、関係自治体に対して電源三法(「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」、「発電用施設周辺地域整備法」)に基づく交付金等を交付した。

電源立地地域対策交付金額

・2015年度：2,849,217千円 170件

・2016年度：2,622,832千円 159件

(F) 電源立地に対する理解の推進

電源立地に対する理解促進や、発電所等の円滑な運転促進に資するため、地元自治体や関係機関との意見・情報交換を行い、その推進に努めた。

(G) エネルギーの重要性への理解の推進

我が国におけるエネルギーの現状や、2015年7月に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」等について、企業経営者等に広く周知し、再生可能エネルギーや原子力等のエネルギーに対する一層の理解を深めていただくことを目的に、道内6か所で講演会を開催した。

(H) 放射性廃棄物地層処分に対する理解の推進

放射性廃棄物地層処分に関して、道民の理解を深めるため、幌延町で移動展示館事業を行った。

また、資源エネルギー庁主催の「自治体向け説明会」や「国民向けシンポジウム」に係る事前準備や当日運営に協力した。

(イ) ガス事業に関する業務

(A) 「ガス事業法」に基づく許可、認可等

「ガス事業法」に基づき、一般ガス事業者 15 地域
10 事業者、簡易ガス事業者 343 供給地点群 52 事業者
(年度末時点) からの申請等に対して、許可、認可等
を行った。

(単位：件)

	2015年度	2016年度
一般ガス事業		
供給区域等の変更許可	0	1
ガス供給約款の変更認可	0	0
ガス供給約款の変更届出	10	6
特別供給条件の認可	1	4
選択約款の届出	0	0
選択約款の変更届出	11	5
事業譲渡及び譲受の認可	0	0
ガス工作物の変更届出	2	2
みなし一般ガス事業		
供給区域等の変更許可	0	0
ガス供給約款の設定認可	0	0
ガス供給約款の変更認可	0	0
ガス供給約款の変更届出	0	0
特別供給条件の認可	0	0
簡易ガス事業		
事業の許可	0	0
事業廃止の許可	4	0
事業休止の許可	0	0
事業譲渡及び譲受の認可	0	0
法人の分割認可	0	0
法人の合併認可	2	2
供給地点等の変更許可	17	15
ガス供給約款の設定認可	0	1
ガス供給約款の変更認可	25	13
ガス供給約款の変更届出	46	7
特別供給条件の認可	0	3
選択約款の届出	0	5
選択約款の変更届出	118	0
特定ガス工作物の変更届出	13	7
その他		
大口供給の届出	3	1
託送供給約款制定不要の承認	7	5
託送供給約款の届出	2	1
ガス導管事業の届出	0	0
ガス導管事業変更の届出	0	0

(B) ガスに関する諸報告及び統計

「ガス事業法」に基づき、ガス事業者から定期的に
報告された財務関係報告等の内容審査を行い、ガス事
業行政の基礎資料とした。また、「統計法」に基づくガ
ス事業生産動態統計調査票を毎月整理及び審査し、個

票を本省に進達した。

(C) ガス事業法改正(電気事業法等の一部を改正する等
の法律の施行)に伴う業務

2017年4月に電気事業法等の一部を改正する等の法
律(平成27年法律第47号)の施行によりガス事業法
が改正され、ガス小売全面自由化が始まることから、
当該法律に基づき、ガス小売事業者の事前登録業務(1
件)、指定旧供給地点の指定業務(10件)、託送料金認
可業務(5件)、最終保障供給約款の届出業務(8件)
等を行った。

5. 2. 省エネルギー・新エネルギー

(ア) 省エネルギー対策に関する業務

(A) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省
エネ法)に基づく報告受理、助言等

エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある
事業者、工場・事業場(以下「工場等」という)及
び荷主の定期報告書等の受理や、エネルギー対策の助
言等に係る業務を行った。

2017年3月末現在、特定事業者及び特定連鎖化事業
者402事業者、第一種エネルギー管理指定工場等136
工場等、第二種エネルギー管理指定工場等190工場等、
特定荷主18事業者を指定している。

(B) 省エネルギーの推進等に関する普及啓発

(a) 省エネルギーや電力需給対策として、事業者向け
に、省エネルギー・節電の成功事例や省エネ設備の
導入等に関する国の支援制度等を情報提供する「省
エネ・節電対策セミナー」を開催するとともに、北
海道の強みの一つである「食」、「観光サービス」分
野に絞り、省エネの先進的・効果的な取組事例を取
りまとめた「食・観光サービス分野の省エネ事例集」
を作成し、配布した。

また、北海道の家庭における省エネ・節電の普
及啓発のため、家庭で簡単に取り組むことができ
る省エネ・節電のヒント等を掲載した冊子やスマ
ートフォン向けのアプリの配付・配信、家庭で簡
単にできる省エネ・節電法や節電効果が高い料理
法(スマートクッキング)の講習を札幌市内のイ
ベント施設において実施した。

(b)省エネルギー、新エネルギーへの啓発、取組推進の一環として、「省エネルギー・新エネルギー関係北海道地区表彰式」を開催し、「北国の省エネ・新エネ大賞」受賞者として、大賞1件、有効利用部門3件、節電部門1件、開発・製造・普及部門1件を表彰した。

(イ) 新エネルギーの導入促進に関する業務

(A)「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法)に基づく申請受理、認定等

再エネ特措法に基づく固定価格買取制度に関して、再生可能エネルギー発電設備認定申請書の認定(約2,000件)、賦課金に係る特例の認定申請書の受理及び認定(38事業所)に係る業務を行った。

(B)「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく報告徴収等

再エネ特措法に基づいて2012年度、2013年度に認定された運転開始前の400kW以上並びに、一つの場所において複数の設備が設置され、出力が400kW以上の太陽光発電設備において、場所及び設備の仕様の決定状況に関する報告徴収を実施した結果、報告徴収が提出されなかった88設備の発電事業者に対して、聴聞を実施し、31設備について設備認定の取消しを行った。

(C)地熱開発の促進

地熱開発に対する理解を促進するため、地熱の有効利用を通じた地域振興を目的として行う事業に対して、「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」の交付(16件)を行った。

5. 3. 資源・燃料

(ア) 石油業に関する業務

(A)「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づく立入検査等

石油製品の品質を確保するため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づき、立入検査、石油製品の成分分析等を行った。

上記立入検査については、規格不適合等が発生した事業者に重点を置いて25件実施し、このほか、同法に基づき、揮発油販売業者の登録等各種届出の受付・処理を239件、品質維持計画の認定を1,046

件行った。

(B)「石油の備蓄の確保等に関する法律」による届出受理等

石油販売業者の事業活動状況の把握を通して、石油製品の安定供給を確保するため、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づき、456件の石油販売業に係る届出の受理・処理を行った。

(C)石油製品の安定供給体制の構築

(a)「災害時燃料供給合同支援訓練」の実施

2011年3月の東日本大震災において明らかになった燃料輸送に係る課題を踏まえ、災害時における円滑な燃料供給確保の体制構築を図るため、陸上自衛隊北部方面隊と共同で、石油元売業者等関係機関の協力のもと、自衛隊の燃料タンク車により、民間の油槽所からサービスステーション(SS)及び病院といった災害時における重要施設まで燃料を輸送する訓練を実施した。

(b)「SS過疎地対策に係る説明会」の開催

近隣にSSが無い地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来すおそれがあるといった「SS過疎地問題」が全国的な課題となっていることから、SS過疎地問題に対する市町村の認識の醸成を図るため、「SS過疎地対策に係る説明会」を開催した。

(D)石油製品に関する情報提供

(a)石油製品需給状況、価格動向の情報提供

寒冷地の北海道において、石油製品の需給、特に家庭用灯油の需給の安定は非常に重要であり、消費者の関心も高いことから、灯油を始めとする石油製品の安定供給確保の観点より、石油製品の道内における需給状況、価格動向等を調査・把握し、その結果を公表した。

また、最新の石油需給・価格等のデータを図表などで表すことで、一目で理解できるよう取りまとめた「グラフで見る石油・ガス2016」を作成し、北海道経済産業局ホームページを通じて公表した。

(b)石油情勢、灯油の動向等に関する意見交換会の開催

全国の石油情勢、道内の灯油の動向等について

情報提供、意見交換を実施するため、消費者や事業者等が一堂に会する意見交換会を開催した。意見交換会の場では、北海道の地域事情、需要特性等について関係者の理解を深めるとともに、関係者相互の意志の疎通を図った。

(c) 「改正液石法省令等及び取引適正化指針説明会」の開催

液化石油ガス料金の透明化等を目的に 2017 年 2 月に改正された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」及び 2017 年 2 月に制定された「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」について、LP ガス販売事業者への周知を図るため、「改正液石法省令等及び取引適正化指針説明会」を開催した。

(E) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付

石油貯蔵施設の立地地域及びその周辺地域における住民の福祉向上のため、公共用施設等の整備に対し、石油貯蔵施設立地対策等交付金を交付した(間接 74 事業(総額 453,755,000 円))。

(イ) 鉱業に関する業務

(A) 「鉱業法」に基づく審査等

鉱物資源の合理的開発を推進するため、「鉱業法」に基づく申請に対する審査等を実施した。

(単位：件)

	2015年度	2016年度
認可、届出等の状況		
事業着手の延期認可	246	427
休業の認可	34	34
試掘施業案の受理	0	0
採掘施業案の認可	8	8
坑内実測図の審査	35	34
諸届出(代理人、事務所設置等)	7	7
違反件数		
法第 62 条違反	0	0
鉱業監督実施状況		
実施鉱山数	28	24

	2015年度	2016年度
鉱物の探査(陸域)に係る許可	0	0
鉱業出願の受理		
試掘権出願	123	213
採掘権出願	2	0
合計	125	213

鉱業出願の審査		
鉱業出願地の重複関係の審査等	530	535
知事及び関係機関との協議	320	207
鉱害有無を調査する設備設計書の提出命令	218	101
鉱業出願の処理		
許可	112	73
却下	3	2
不許可その他	52	138
合計	167	213
試掘権存続期間の延長申請		
試掘権存続期間の延長申請	90	18
鉱業権登録の処分		
鉱業権設定等の登録	112	74
鉱業権の移転等の登録	29	65

(B) 鉱業権設定状況調査

国を始めとする公的機関が実施する公益事業の区域と競合する鉱業権の設定状況等について、各機関からの依頼を受けて調査(2015 年度：18 件、2016 年度：35 件)を行った。

(C) 生産状況等の把握

各鉱業事業者の協力のもと、生産計画のヒアリング等(2015 年度：18 者、2016 年度：19 者)により、資源の確保と安定供給等について確認するとともに需要動向を把握した。

(D) 「租税特別措置法施行規則」に基づく特定災害防止準備金の把握

「租税特別措置法施行規則」に基づき、認定された特定災害防止準備金(露天石炭等採掘災害防止準備金)の残高状況を把握するため、残高を保持する認定事業者(7 炭鉱)に対してヒアリングを行った。

(ウ) 採石法に基づく災害防止に係る現地指導

採石災害防止技術の向上を図り採石業の健全な発展に資するため、2 採石場に対し、採石災害防止技術指導員による現地指導を行った。

5. 4. 環境・リサイクル

(ア) 環境産業の振興

(A) 道内環境関連企業への支援

(a) 企業間のマッチングや、環境対策に係る新たな取組創出につなげていくことを目的に、道内で環境ビジネスを展開する企業の最新情報を取り

まとめた「環境企業データBOOK 2017」を
を発売した。

(b) 酪農業における排水処理の新システム導入に関し、2015年度の調査で構築した低コストな排水処理施設モデルの普及に向け、標津町、JA標準及び排水処理設備メーカー等、地元関係者が主体となった検討会を立ち上げ、導入検討会を2回開催した。

(c) 2015年度に実施した「家畜ふん尿による臭気の効率的な対策の調査」の成果をもとに、悪臭の低減対策等、臭気対策のさらなる進展を目的とする説明会を、道内5箇所で開催した。

(イ) 低炭素社会の構築、3R等の推進に関する業務

(A) J-クレジット制度の活用促進

北海道におけるクレジット創出を支援するため、J-クレジット制度認証のための「プロジェクト計画書」の作成支援(12件)、「モニタリング報告書」作成支援(14件)等を行った。

北海道で創出されたクレジット(CO₂の排出削減量や吸収量)の活用先を開拓するため、北海道経済産業局、公益財団法人北海道環境財団、北電総合設計株式会社の3者が設立した「どさんCO₂(こ)・ポート」に登録されているJ-クレジット等を活用し、イベント、CSR活動など40件の事業のカーボン・オフセットを行った。

さらに、J-クレジット制度の活用促進を図るため、「J-クレジット活用セミナー」(1件)を開催した。

(B) 北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議

北海道におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換や情報共有、エネルギー需給構造に関する実態把握等を通じて、地方公共団体や地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進することを目的として、環境省北海道地方環境事務所との共催により、「第11回 北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を11月に開催した。

(C) 「容器包装/家電/自動車/小型家電リサイクル法」の円滑な施行

(a) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基

づく報告受理、指導監督等

「容器包装リサイクル法」の円滑な施行を図るため、以下の業務等を実施した。

- ・容器包装多量利用事業者(プラスチック、紙等併せて50t以上)に係る定期報告14件の受理。
- ・容器包装利用・製造等実態調査説明会の開催。

(b) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)に基づく立入検査等

「家電リサイクル法」の円滑及び適正な施行を図るため、以下の業務を実施した。

- ・小売店に対する立入検査(29件)
- ・指定引取場所に対する立入調査(6件)
- ・リサイクルプラントに対する立入調査(3件)

(c) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に基づく立入検査等

「自動車リサイクル法」の円滑な施行を図るため、以下の業務を実施した。

- ・指定引取場所・再資源化施設、車上作動処理解体事業者に対する立入検査(18件)

(d) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づく立入検査等

「小型家電リサイクル法」の円滑な施行を図るため、認定事業者(再資源化施設)への立入検査(2件)を実施した。

(D) 3R(リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化))の啓発

循環型社会を形成するための啓発活動として、次の取組を実施した。

(a) 環境省北海道地方環境事務所、札幌市と連携し、一般消費者へのリサイクルの仕組みやコスト負担の必要性等についての理解を促進するため、「リサイクル工場親子見学ツアー」を実施した。

(b) 容器包装の簡素化を進めるため、北海道容器包装の簡素化を進める連絡会と連携を図り、「容器包装簡素化大賞2017」を実施し、優れた取組を行っている企業を表彰するとともに「容器包装簡素化展示」を4か所で実施した。